平成２２年（フ）第２２２７号
兵庫県丹波市氷上町横田328番地１
破産者　長久　智一
１　決定年月日　平成22年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５２３号
大阪市大正区三軒家東６丁目１番５号
破産者　渋谷木工こと　渋谷　謙二
１　決定年月日　平成22年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９２９号
大阪府茨木市上野町５番１号の１
破産者　ホーク建設こと　小谷　明弘
１　決定年月日　平成22年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５２８号
大阪市城東区野江１丁目17番13―706号
破産者　粟井　都芳
１　決定年月日　平成22年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８２５号
大阪府寝屋川市萱島東３丁目１番20号
破産者　髙木のぞみ
１　決定年月日　平成22年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０３８号
大阪府豊中市待兼山町33番26号　リブレ待兼山503号室、住民票上の住所大阪府池田市石橋１丁目14番３号
破産者　狭間左智子
１　決定年月日　平成22年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１１２号
大阪府東大阪市御厨南３丁目１番55号
破産者　居酒屋よしむらこと　吉村　次男
１　決定年月日　平成22年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１５０号
大阪市東淀川区豊新４丁目17番41号第７淀川ビル201号、前住所大阪市東淀川区豊新３―19―９　ベルハウス606
破産者　唐下　昌博
１　決定年月日　平成22年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２１２号
大阪府高槻市南平台４丁目１番19号
破産者　仲村　昌夫
１　決定年月日　平成22年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２１３号
大阪府高槻市南平台４丁目１番19号
破産者　仲村　京子
１　決定年月日　平成22年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２２２号
大阪市港区波除２丁目４番２号シャトー弁天302号
破産者　上田　道代
１　決定年月日　平成22年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４７０号
大阪市住吉区苅田１丁目12番14―203号
破産者　村井　敏彦
１　決定年月日　平成22年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５２０号
大阪府枚方市出口３丁目６番40号
破産者　林　　和彦
１　決定年月日　平成22年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６５９号
奈良市藤ノ木台２丁目18番３号
破産者　森田豊二郎
１　決定年月日　平成22年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６９３号
大阪市城東区蒲生４丁目20番16―204号
破産者　老原　節子
１　決定年月日　平成22年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１５１６号
大阪府河内長野市木戸西町２丁目２番22号、住民票上の住所大阪府河内長野市上原町957番地の18
破産者　大北　克人
１　決定年月日　平成22年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
大阪府羽曳野市古市1394番地69棟387号
破産者　副島　光子
１　決定年月日　平成22年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５７８号
堺市西区浜寺石津町中４丁14番11号
破産者　山口　　昭
１　決定年月日　平成22年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５７９号
堺市西区浜寺石津町中４丁14番11号
破産者　山口　冨子
１　決定年月日　平成22年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係